

議案第7号

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部 改正について

次のとおり鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県屋外広告物条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県屋外広告物条例の一部改正）

第1条 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第23条 <u>法第28条の規定に基づき、</u>法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、<u>鳥取市及び倉吉市</u>が処理することとする。</p> <p>2 <u>鳥取市及び倉吉市</u>の区域については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p>	<p>(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第23条 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務 <u>(倉吉市の区域に係るものに限る。)</u>は、倉吉市が処理することとする。</p> <p>2 倉吉市の区域については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。</p>

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 30%;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち</td> <td><u>米子市、境港</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	略		33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち	<u>米子市、境港</u>	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 30%;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち</td> <td><u>各市町村（倉</u></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	略		33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち	<u>各市町村（倉</u>
事務	市町村等												
略													
33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち	<u>米子市、境港</u>												
事務	市町村等												
略													
33 鳥取県屋外広告物条例に基づく事務のうち	<u>各市町村（倉</u>												

ち、次に掲げるもの
(1)～(10) 略

市及び各町村

略

ち、次に掲げるもの
(1)～(10) 略

吉市を除く。

略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。